

第54回加東市議会(9月定例会)議案一覧(第1日)

- 報告 第10号 専決処分の報告の件(訴えを提起すること)
- 住宅新築資金貸付金償還金の徴収に係る民事訴訟法第395条(支払督促に対する異議の申立てによる訴訟への移行)の規定によりみなされる訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をした報告の件。
- 報告 第11号 専決処分の報告の件(和解及び損害賠償の額を定めること)
- 平成26年6月26日に市のじん芥車と自家用自動車の接触事故により、相手方の自家用自動車に損害を与えたことに対する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をした報告。和解日は、平成26年7月18日、損害賠償の額は74,661円。
- 報告 第12号 専決処分の報告の件(和解及び損害賠償の額を定めること)
- 平成25年2月28日に公用車と自家用自動車の接触事故により、公用車に同乗していた職員が負傷した。その治療が終わり医療等の損害賠償額が確定し、和解したことについて、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をした報告の件。和解日は、平成26年8月11日、損害賠償額は3,329,752円。
- 承認 第3号 専決処分の承認を求める件(平成26年度加東市一般会計補正予算(第4号))
- 報告第12号に係る交通事故の損害賠償金3,329,752円のうち、既に前年度に仮払いとして支払済みである2,135,884円を差し引き、本年度に支払う額 1,194千円を追加した補正予算の専決処分の承認の件。
- 第41号議案 平成26年度加東市一般会計補正予算(第5号)
- 歳入歳出それぞれ359,163千円追加しようとするもの。
歳入の主なものは、平成25年度繰越金を283,272千円補正するほか、国庫支出金では、社会保障・税番号システム整備に係る国庫補助金9,364千円、県支出金では、保育所施設整備に係る補助金26,958千円、雑入では、後期高齢者医療療養給付費過年度精算金11,157千円の補正。
歳出では、各科目、人事異動に伴う補正で、職員人件費を13,083千円減額し、アルバイト賃金を5,118千円増額。また、社会保障・税番号システム整備等に16,317千円、安全・安心の観点から緊急に実施すべき防犯灯の整備や道路の安全対策等に12,941千円、私立保育園の施設整備の事業費の変更に伴う補助金52,949千円を増額するほか、公共施設整備基金に200,000千円積み立てを行う。
- 第42号議案 平成26年度加東市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 歳入歳出それぞれ36,102千円追加しようとするもの。
歳入の主なものは、国民健康保険税の収入見込みによる減額のほか、拠出金等の確定によるもの、基金からの繰入金を増額及び平成25年度繰越金の補正。
歳出では、平成25年度の精算に伴う国庫補助金等の返納金のほか、後期高齢者支援金等の額が確定したことによる補正。
- 第43号議案 平成26年度加東市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 歳入歳出それぞれ8,235千円追加しようとするもの。
平成25年度出納閉鎖期間中に収納した保険料を後期高齢者医療広域連合納金として納付するための補正。
- 第44号議案 平成26年度加東市介護保険保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 歳入歳出それぞれ34,950千円追加しようとするもの。
補正の主な内容は、平成25年度繰越金と人事異動に伴う人件費及び精算に伴う国・県負担金等の返納金の追加の補正。
- 第45号議案 平成26年度加東市介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 歳入歳出それぞれ5,527千円追加しようとするもの。
補正の主な内容は、国庫補助事業(認知症施策総合推進事業補助金)の廃止による予算の組み替え及び訪問看護等の人件費に係る補正。

第 46 号議案 平成 26 年度加東市水道事業会計補正予算（第 1 号）

2条予算の収入では、嬉野東地区の水道事業区域編入に係る地元負担金等で9,966千円増額し、支出では、人事異動に伴う人件費、嬉野東に係る上水道事業許可変更計画作成支援業務及び鴨川取水施場ほか除却工事実施設計に係る委託費用のほか、不明資産の除却費等を合わせて198,694千円増額する。
3条予算の収入では、水道用地の売却代金61千円を増額し、支出では、秋津浄水場の改築に係る費用及び人件費で26,297千円増額する。

第 47 号議案 平成 26 年度加東市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

2条予算の収入では、雨水処理に関する経費として一般会計の負担金を11,232千円増額し、支出では、社工業団地調整池浚渫工事及び雨水管渠計画書作成に係る経費と人件費等で、11,462千円増額する。
3条予算の収入では、社雨水第1排水区支線45号の実施設計及び雨水管布設工事に係る企業債を5,200千円増額し、支出では、社雨水第1排水区支線45号の実施設計の委託費用及び雨水管布設工事費で、5,249千円増額する。

第 48 号議案 平成 26 年度加東市病院事業会計補正予算（第 2 号）

3条予算の収入では、神経内科医師の退職にともなう入院収益、外来収益等の減により201,560千円減額し、支出では、医師の退職等に伴う人件費及び患者数の減に伴う医薬材料費等の減で、201,560千円減額する。
4条予算では、支出で、購入予定のリース資産の増により3,303千円増額する。

第 49 号議案 平成 26 年度加東市水道事業会計資本剰余金の処分について

水道事業会計で保有する資産の中に、不明資産が存在することが判明し、第46議号案の水道事業会計の補正予算で計上している不明資産の除却費等について、本年度に除却処理を行うが、この除却処理に伴い発生する損失の一部（負担金事業等の資産）を、資本剰余金の処分をもって充てるため、地方公営企業法第32条第3項の規定に基づき、資本剰余金の処分について議会の議決を求めるもの。

平成25年度一般会計、4特別会計、3企業会計の決算の認定の件。
（企業会計を除く会計の合計額は、歳入決算額が約281億7,800万円、歳出決算額が約270億7,400万円、差引額が11億400万円で、全ての会計で黒字決算）

- 認定 第 1 号 平成 25 年度加東市一般会計決算の認定の件
- 認定 第 2 号 平成 25 年度加東市国民健康保険特別会計決算の認定の件
- 認定 第 3 号 平成 25 年度加東市後期高齢者医療特別会計決算の認定の件
- 認定 第 4 号 平成 25 年度加東市介護保険保険事業特別会計決算の認定の件
- 認定 第 5 号 平成 25 年度加東市介護保険サービス事業特別会計決算の認定の件
- 認定 第 6 号 平成 25 年度加東市水道事業会計決算の認定の件
- 認定 第 7 号 平成 25 年度加東市下水道事業会計決算の認定の件
- 認定 第 8 号 平成 25 年度加東市病院事業会計決算の認定の件

- 報告 第13号 平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき報告を行うもの。
財政健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率は、いずれも赤字が生じていない。また、実質公債費比率は、8.9%となり、昨年度より2.2ポイント改善した。さらに、将来負担比率は、将来的に負担すべき割合は生じておらず、この結果から、加東市の財政の健全化は昨年度より改善をしている。
資金不足比率につきましては、資金不足の生じた公企業はない。

- 第 50 号議案 加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
加東市公契約制度の検討を行うための委員会を設置するにあたり、当該委員の報酬を規定する必要があることから、加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするもの。
- 第 51 号議案 加東市税条例の一部を改正する条例制定の件
平成26年度税改正により地方税法の一部が改正され平成27年4月1日以後に適用される軽自動車税の税率の改正部分について、加東市税条例の改正しようとするもの。
- 第 52 号議案 加東市福祉事務所設置条例及び加東市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件
次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行により、母子及び寡婦福祉法が改正されたので、関係する加東市福祉事務所設置条例及び加東市福祉医療費助成に関する条例を改正しようとするもの。
(母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に法律名が変更。また、法律に、配偶者のない男子の定義規定が設けられたことによる整理。)
- 第 53 号議案 加東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布され、児童福祉法の一部が改正されることに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、市の条例で定めることとされたため、その基準を定める条例を制定するもの。
- 第 54 号議案 加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
子ども・子育て支援法が公布され、特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の設置者及び特定地域型保育（小規模保育）の事業者が、事業の運営にあたり従うべき基準について、市の条例で定めることとされたため、その基準を定める条例を制定するもの。
- 第 55 号議案 加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件
子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布され、児童福祉法の一部が改正されることに伴い、家庭的保育事業等（地域型保育事業）の設備及び運営に関する基準について、市の条例で定めることとされたため、その基準を定める条例を制定するもの。
- 第 56 号議案 播磨内陸広域行政協議会規約の一部変更の件
地方自治法の改正により、引用規定のずれを改正しようとするもので、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第252条の6の規定により議会の議決を求めるもの。
(地方自治法の改正：連携協約の規定の追加252-2)
- 第 57 号議案 市道路線の変更の件
加東市民病院前の市道について、道路改良に伴い路線の終点を変更し、合せて路線名を変更しようとするもの。
- 同意 第8号 人権擁護委員の推薦の件
平成27年3月31日に任期満了となる高瀬啓子氏（吉馬）について、再任同意をお願いするもの。（再任3期目）
- 議会諮問 第1号 下水道使用料の納入通知に対する異議申立てについて
地方自治法第229条第1項の規定による下水道使用料についての異議申立てに対し、同条第4項の規定により議会に諮問するもの。
(「職員宿舎の下水道料金については、妥当な金額とは言えず、他の一般家庭に請求される金額に比べて著しく高いものであり、差別的扱いにあたる。」という異議申立て。)